

秋田県告示第 1 8 8 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成30年 3 月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
一般国 道	旧	108号	由利本荘市薬師堂字堂ノ下71番 6 から字山崎74番 1 地先まで	9.00～16.00	0.128
	新	108号	〃	12.00～18.00	0.128

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成30年 3 月23日から同年 4 月 6 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）